

柏原市立市民交流センター子どもの室内遊び場管理運営業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、柏原市立市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）子どもの室内遊び場管理運営業務を委託するにあたり、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）によって選定するために必要な事項を定める。

1 子どもの室内遊び場のコンセプト

市民交流センター子どもの室内遊び場（以下「本施設」という。）は、天候に左右されることなく、親子が安心して遊ぶことができる全天候型の遊び場として、子どもたちの心身の健やかな成長を図るとともに、柏原市ににぎわいや魅力の発信・創造につながるような遊び場となることを目指して整備しており、本施設のコンセプトは以下のとおりである。

- (1) 市内外の0歳児から小学生までを対象に、運動能力や非認知能力・創造性などを育む遊具や備品等を配置し、子どもが主体的に行動し遊ぶ中で、心と身体の成長を促す場とする。
- (2) 親子がふれあえる機会を創出し、子どもの成長や学びに気づける場にするとともに、子育て世代のコミュニケーションが図れる交流の場とする。
- (3) 「ここにしかないモノ」、「ここでしかできない体験」といった唯一無二の空間を創造し、親子にとって居心地がよく「また遊びにきたい」と思ってもらえるような施設とし、柏原市の魅力が感じられ、柏原市への愛着を深められる場とする。

上記コンセプトの下、本施設の整備業務プロポーザルを実施し、その結果株式会社ボーネルンドを選定し契約の締結を行った。整備にあたっての提案内容は次のとおりである。

(1) コンセプト

地域をつなぎ、未来をつくる。”わたしたちの”あそび場

『全天候型コミュニティーパーク』

365日いつでも気軽に利用できる屋内の遊び場。

あそびを通じて、日々できることが増える子どもの成長を実感したり、いつ来ても誰かがいて、ホッと一息つきながら話をしたり・・・

こうしてこの場所で出会う仲間と助け合い、ともに育っていく。

まちの中心地に位置するあそび場は、地域の子育て世代にとっての「自分たちの居場所」となり、やがて市民の「元気」の「にぎわい」につながっていく。

市民が自ら人と地域を育てていく「にぎわいの拠点」を目指します。

(2) 6つの整備方針

子どもにとって「あそび」は、食べたり飲んだり眠ったりといった人間の生命を維持する行為と同じように大切なこと。子どもの発達にとって、「あそび」はなくてはならないものであり、子どもはあそぶことによって成長していきます。子どもにとっての「あそび」を重点に置き、以下の方針を掲げ遊戯室を設えます。

1. 発達段階に合わせた遊具揃え
2. 多様なからだの動きを引き出す環境設計
3. 地域の輪を作り出すイベントスペース
4. インクルーシブなあそび場
5. あそび場の安全性・維持管理面への配慮
6. あそび場のデザイン

本施設の管理運営業務を委託するにあたっては、本市コンセプトに加え整備事業者のコンセプト及び整備の方針を理解した上で適切な管理運営を行うとともに、施設の魅力をより高める企画力・実行力を有する事業者を選定するため、本要領にて必要な事項を定め、公募型プロポーザル方式にて広く提案を求めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

柏原市立市民交流センター子どもの室内遊び場管理運営業務

(2) 業務内容

委託する業務は次の通りとし、業務の詳細は別紙「柏原市立市民交流センター子どもの室内遊び場管理運営業務に関する仕様書」に記載のとおりとする。

- (1) 本施設の開業準備・開業記念イベントの実施業務
- (2) 利用者の指導、助言、見守り等、遊び場の提供に関する業務
- (3) 利用者の安全確保に関する業務
- (4) 本施設の点検、整理、清掃、安全管理、修繕その他の維持管理に関する業務
- (5) 危機管理及び緊急時の対応業務
- (6) 本施設の予約及び利用に関する定型業務
- (7) 本施設の入場料・使用料等の収納に関する業務（公金取扱業務含む）
- (8) 利用促進に係る業務
- (9) 市民交流センター及び子育て支援センター「スキップKIDS」との連携に関する業務
- (10) スタッフルームの備品整備業務
- (11) 業務報告等
- (12) 次の受託事業者への業務引継ぎ

- (13) その他、柏原市が定める業務
- (3) 発注者
柏原市
- (4) 委託契約期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
※本施設の開業は、令和8年5月7日を予定している。
- (5) 委託料の上限額
47,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく
随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル選定
委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

4 担当部署

柏原市 福祉こども部 子育て支援課
〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
電話 072-972-1563 FAX 072-973-3782
メールアドレス kodomoseisaku@city.kashiwara.lg.jp
担当：木原・乾

5 公募方法

柏原市ウェブサイト(<https://www.city.kashiwara.lg.jp/docs/2025100300032/>)に
実施要領、仕様書及び参加申込書等の様式集を掲載し、提案を公募する。

6 スケジュール

内容	日時
公告（公募開始）、質問受付	令和7年11月10日（月）
質問受付締切	令和7年11月18日（火）17時（必着）
質問回答（最終）	令和7年11月20日（木）
参加申込書の締切	令和7年11月27日（木）17時（必着）
参加資格審査の結果通知	令和7年11月28日（金）
提案書受付開始	令和7年12月1日（月）
提案書受付締切	令和7年12月16日（火）17時（必着）
プレゼンテーション審査	令和7年12月22日（月）

結果通知	令和7年12月24日（水）
仮契約締結	令和8年1月下旬（予定）
契約締結	令和8年2月上旬（予定）

7 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次の（１）～（７）項目を全て満たす者でなければならない。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２） 公告の日から契約締結日までの期間に、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成 31 年 3 月 29 日制定）に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていないこと。また、市の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、同様の期間に指名停止又は指名回避の措置に該当する事象が発生していないこと。
- （３） 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 20 日条例第 27 号）に基づく入札等排除の措置を受けていないこと。
- （４） 柏原市暴力団排除条例第 2 条第 6 号に規定する暴力団、同条第 7 号に規定する暴力団員及び同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- （５） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- （６） 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- （７） 法人格を有し、過去 5 年間に於いて同種又は類似の業務実績（官・民を問わない）を有すること。

8 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

- （１） 提出書類
 - ①参加申込書（様式 1）
 - ②会社概要（様式 2）
 - ③業務実績調書（様式 3）
 - ④同意書（様式 4）
 - ⑤誓約書（様式 5）

⑥印鑑登録証明書の写し

※参加申込書等に押印する実印の証明書で発行後 3 箇月以内のもの

⑦履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

※法務局で発行する法人の証明書で発行後 3 箇月以内のもの

⑧法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

※法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）

※発行後 3 箇月以内のもの

(2) 提出期間

令和 7 年 11 月 10 日（月）から 11 月 27 日（木）まで

※受付時間は、月曜日から金曜日（休日を除く）までの 9 時から 17 時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

※郵便事故等により提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

前記 4 の担当部署

(5) 提出部数

- ・ 正本 1 部（代表者印押印のもの）
- ・ 副本 1 部（正本の写し）

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により質問書を提出すること。

ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等に対する追加又は修正とみなす。

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 18 日（水）17 時

(2) 質問方法

質問書（様式 6）を使用して、電子メールで質問すること。

※複数回にならないよう、まとめて提出すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

※電子メールの件名には「【会社名】プロポーザル質問書」と記入すること。

(3) 提出場所

前記 4 の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、本市ウェブサイト順次公開し、令和 7 年 11 月 20 日（木）17 時を最終の更新とする。

※参加者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

1 0 参加資格審査結果

本実施要領に基づき資格審査を行い、参加資格審査の結果は令和 7 年 11 月 28 日（金）に参加申込書に記載された電子メールアドレスへ「参加資格審査結果通知書」にて通知する。併せて普通郵便で書面による通知を行う。

1 1 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①提案書表紙（様式 7）

②提案書（以下の(1)～(5)の内容を必ず含むこと）

※全て様式は任意で A4 判両面印刷とし、表紙（様式 7）を含め 20 ページ以内とする。

また、ページ番号を付すこと。

- (1) 管理運営業務に関する提案（業務工程を含むこと）
- (2) 職員配置表（実施体制を含むこと）
- (3) 本施設の利用促進に関するイベント行事の企画提案
- (4) 安全管理及び危機管理体制の確保に関する提案
- (5) 委託料見積書（様式 8・様式 8 別紙）

※費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。

※消費税及び地方消費税相当額を含み、委託料の上限額以内で合計金額を記載すること。

(2) 提出部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 副本 7 部（※事業者と特定できるような表現や企業名は用いないこと）
- ・ 同内容の電子データ 1 部（CD - R 又は DVD - R）

* 提出に使用するデータ形式は、MicrosoftWord、Excel、PowerPoint、AdobePDF のいずれかとする。

(3) 提出期限

令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 16 日（火）

※受付時間は、月曜日から金曜日（休日除く）までの 9 時から 17 時までとする。

(4) 提出場所

前記 4 の担当部署

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。

※郵便事故等により提出先に到着しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(6) 提案に係る費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費等）は、全て提案者の負担とする。

1 2 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡のうえ、辞退届（様式 9）の正本 1 部を前記 4 の担当部署へ書面にて郵送または持参で提出すること。

1 3 審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和 7 年 12 月 22 日（月）

※ 実施日時の詳細については、「参加資格審査結果通知書」に明記する。

(2) 実施会場

柏原市役所 4 階 大会議室

(3) 実施時間

一提案者の持ち時間は、提案 25 分、質疑応答 20 分の計 45 分以内とする。

(4) 注意事項

ア プレゼンテーションは、提出した提案書の内容をもとに説明すること。

ただし、プレゼンテーションを行う際に、提案書をわかりやすく加工することは可能とする。

イ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で準備するがパソコン等は各自で用意すること。

エ プレゼンテーションの出席者は 5 名以内とする。

オ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

1 4 審査項目・配点

本業務の提案に係る審査項目・配点は、別表 1 の柏原市立市民交流センター子どもの室内遊び場管理運営業務公募型プロポーザル審査基準表のとおりとする。

1 5 審査方法

- (1) 審査は、柏原市立市民交流センター子どもの室内遊び場管理運営業務公募型プロポーザル選定委員会にて企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに審査した結果、最高評価点を得た者を候補者とする。ただし、総合評価点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。
- (2) 最高評価点の者が2者以上となった場合は、審査基準の「管理運営業務に関する提案」の合計点数が最も高い者を候補者とする。「管理運営業務に関する提案」も同じ場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする。
- (3) 提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、前項(1)のとおり、総合評価点が満点の6割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。
- (4) 審査結果は、提案者全員に令和7年12月24日(水)に参加申込書に記載された電子メールアドレスに審査結果通知書を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。
- (5) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内(ただし、本市の閉庁日を含まない。)の9時から17時までに書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。
- (6) 審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

1 6 審査結果の公表

前項(4)と同時に、本市ウェブサイト及び情報公開コーナーにおいて、参加申込者数、企画提案者数及び候補者名を公表する。また、候補者と契約締結後、同様に全提案者の名称、評価点を公表する。

なお、契約締結者以外の提案者名と評価点等の対応関係は明らかにしない。

提案者が2者の場合、評価点等の公表は契約締結者のみとする。

1 7 提案内容の変更協議

候補者は、発注者との間で提案内容に基づき、提案価格の金額を上限に、管理運営業務等の詳細について協議を行う。協議が整い次第、一者随意契約による見積徴取を行うものとする。

1 8 契約の締結

- (1) 候補者は、提案書の内容に基づき、市と協議の上、業務内容を確定し契約手続きを行う。ただし、使用料の収納事務について、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、受託者に徴収を委託するため、契約に先立ち、候補者が指定公金事務取扱者の指定に係る

申出書及び指定要件を満たしているか確認するための関係書類を担当部署に提出し、審査を受けること。審査の結果指定できない場合は、契約の締結を行わないものとする。

- (2) 契約内容及び仕様、契約金額については、採択された提案をもとに市と詳細を協議するものとする。また、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

なお、契約締結後に、契約期間の業務計画書を提出すること。

- (3) 本業務の受託者は、地方自治法施行令第 167 条の 16 及び柏原市財務規則第 107 条に規定する契約保証金を市に支払う。契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上とする。契約保証金は本契約金が満了したとき、受託者の請求に基づき、利息を付さずに返還する。

なお、受託者が本件契約上の義務を履行しないときは、市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は市に帰属する。

19 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格（選定対象から除外する。）とする。

- (1) 前記 7 の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (6) 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
- (7) 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (8) 必要な提出書類が揃っていない場合
- (9) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (10) プレゼンテーションに参加しない場合
- (11) その他、本実施要領・仕様書の記載事項を遵守しない場合

20 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は 1 案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、下記 (7) (8) を除き、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (6) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、市と候補者が協議を行い、契約を締結するものとする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使

用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (8) 市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成 12 年 10 月 6 日条例第 23 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。